

第百四十一回国参議院法務委員会會議録第四号

平成九年十一月十八日(火曜日)
午後零時三十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 風間 昶君
理事 釜本 邦茂君
清水嘉与子君
大森 礼子君
橋本 敦君

委員 岡部 三郎君
志村 哲良君
長尾 立子君
魚住裕一郎君
円 より子君
皆野 久光君
千葉 景子君
菅野 壽君
照屋 寛徳君

國務大臣 法務大臣 下福葉耕吉君
政府委員 法務大臣官房長 頃安 健司君
法務省民事局長 森脇 勝君
法務省刑事局長 原田 明夫君
事務局側 常任委員会専門員 吉岡 恒男君

本日の會議に付した案件
○商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例
に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○小委員会設置に関する件

○委員長(風間昶君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。下福葉法務大臣。

○國務大臣(下福葉耕吉君) 商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、最近の社会経済情勢及び株式会社の運営の実態にかんがみ、いわゆる総会屋の根絶を図るとともに株式会社の運営の健全性を確保するため、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正しようとするものでありまして、その改正の要点は次のとおりであります。

まず、商法につきましては、第一に、株主の権利の行使に関する利益供与罪及び利益受供与罪の法定刑を引き上げるとともに、利益供与要求罪並びに威迫を伴う利益受供与罪及び利益供与要求罪を新設し、また、利益供与を受けまたはこれを要求した者に対し懲役刑と罰金刑の併科を可能とすることとしております。

第二に、会社荒らし等に関する贈賄罪、取締役等の特別背任罪及び取締役等の汚職の罪の法定刑を引き上げることとしております。

第三に、その他の罪の罰金刑の上限を引き上げることとしております。

次に、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律につきましては、会計監査人の汚職の罪の法定刑を引き上げることとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(風間昶君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(風間昶君) 小委員会設置に関する件を議題といたします。

民事訴訟法改正に伴う情報開示について総合的に検討するため、小委員九名から成る民事訴訟法改正に伴う情報開示に関する小委員会を設置したいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(風間昶君) 御異議ないと認めます。つきましては、小委員及び小委員長の選任は、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(風間昶君) 御異議ないと認めます。それでは、小委員に釜本邦茂君、清水嘉与子君、長尾立子君、林田悠紀夫君、魚住裕一郎君、大森礼子君、千葉景子君、照屋寛徳君及び橋本敦君を指名いたします。

また、小委員長に清水嘉与子君を指名いたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可及びその補欠選任、並びに小委員会から参考人の出席要求がありました場合の取り扱いにつきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(風間昶君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

十一月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案

商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(商法の一部改正)

第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四百八十六条第一項中「七年」を「十年」に、「三百万円」を「千万円」に改める。

第四百八十七条、第四百八十九条、第四百九十条第二項、第四百九十一条及び第四百九十二条ノ二中「三百万円」を「五百万円」に改める。

第四百九十三条第一項中「三年」を「五年」に、「百万円」を「五百万円」に改め、同条第二項中「亦前項ニ同ジ」を「ハ三年以下ノ懲役又ハ三百万円以下ノ罰金ニ処ス」に改める。

第四百九十四条第二項中「一年」を「五年」に、「五十万円」を「五百万円」に改める。

第四百九十六条中「五十万円」を「百万円」に改める。

第四百九十七条第一項中「六月」を「三年」に、「三十万円」を「三百万円」に改め、同条に次の三項を加える。

株主ノ權利ノ行使ニ関シ会社ノ計算ニ於テ第一項ノ利益ヲ自己又ハ第三者ニ供与スルコトヲ同項ニ掲グル者ニ要求シタル者亦同項ニ同ジ

前二項ノ罪ヲ犯シタル者其ノ実行ニ付第一項ニ掲グル者ニ対シ威迫ノ行為アリタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五百万円以下ノ罰金ニ処ス

前三項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情状ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

(株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正)

第二条 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項及び第二項中「三年」を「五年」に、「百万円」を「五百万円」に改める。

第二十九條中「百万円」を「三百万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

十一月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、子供の性的搾取・虐待をなくすための法的措置に関する請願(第四三九号)

一、選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(第四四八号)

一、子供の性的搾取・虐待をなくすための法的措置に関する請願(第四六三号)

一、選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願(第四六七号)

第四三九号 平成九年十月三十一日受理
子供の性的搾取・虐待をなくすための法的措置に関する請願

請願者 東京都板橋区小茂根二ノ一三ノ八ノ四〇三 大宮洋子 外二十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第四四八号 平成九年十一月四日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願

請願者 東京都練馬区羽沢二ノ二六ノ六 加藤紀子 外四名

紹介議員 武田 節子君
この請願の趣旨は、第四二九号と同じである。

第四六三号 平成九年十一月五日受理
子供の性的搾取・虐待をなくすための法的措置に関する請願

請願者 埼玉県三郷市早稲田三ノ三二ノ一 二 江沢しげ子 外十四名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第四六七号 平成九年十一月六日受理
選択的夫婦別姓の導入など民法改正に関する請願

請願者 東京都北区豊島八ノ一五ノ二ノ三 〇三 中野よし子 外四名

紹介議員 武田 節子君

この請願の趣旨は、第四二九号と同じである。